

令和6年

桑折町農業委員会会議録

第8回総会

令和6年8月19日

桑折町農業委員会

桑折町農業委員会総会

1. 日 時 令和6年8月19日 午後3時20分

2. 場 所 桑折町役場 大会議室

3. 応召委員 次のとおりです。

1 佐藤 孝	2 高橋 貢
3 寺島 智史	4 佐藤 親
5 大泉 忠志	6 山家 修
7 菅野 昭一	8 蓬田 浩幸
9 浅野 国英	10 佐藤 徳雄

農地利用最適化推進委員

松原・成田地区 浅野 隆良 万正寺・平沢地区 佐藤 正幸
伊達崎地区 亀岡 範彦 北半田地区 丹治 静江

4. 本日の議事に参加した委員は、上記応召委員10名及び、農業委員会の要求により出席した農地利用最適化推進委員4名です。

5. 総会日程

第1 議事録署名人の指名

第2 議案第21号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第22号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第23号 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

議案第24号 桑折農業振興地域整備計画の変更に伴う意見について

6. 本日の会議に出席した農業委員会事務局職員は次のとおりです。

事務局長 鈴木 清志
係長 佐藤 剛史

主任主査 後藤 尚子
主査 小野地 俊介
農業振興調整官 荒川 光弘

7. 本会議開会宣言

(桑折町農業委員会会議規則により会長が議長となる)

会長

ただいまから令和6年第8回総会を開会いたします。
本日の出席委員は10名中10名です。在任する委員の過半数が出席しており、桑折町農業委員会会議規則第8条の規定により、総会は成立しております。
まず、総会日程第1の議事録署名委員を指名いたします。
桑折町農業委員会会議規則第19条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし)

会長

それでは議事録署名委員を指名いたします。

2番 高橋 貢 委員

3番 寺島 智史 委員 を指名いたします。

会長

それでは、総会日程第2、議案第21号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

それでは、事務局に内容の説明を求めます。

事務局

【議案第21号、農地法第3条許可申請 整理番号1、2を朗読後、説明】

整理番号1、2の申請地は、2件とも譲渡人が所有する農地で、現在耕作されていません。

今回譲受人が、この農地でソバの栽培をしたいという内容の賃借権設定の申請が出されました。

譲受人は新規就農者で農家ではありませんが、もともとは国見町出身で、実家

が農家であり、それに加えて半田銀山そばの会からのサポートも見込めるとのことです。また、後々はモモの栽培を行いたいという希望もあるようです。

以上のことから、別紙調査書のとおり3条許可要件を満たしていますので、許可することに問題はないと考えます。

会 長

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

(質問発言なし)

会 長

質疑なしと認めます。以上で、質疑を終了いたします。それでは採決いたします。

議案第21号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会 長

全員賛成ですので、議案第21号は、原案のとおり決定いたしました。

次に、総会日程第3、議案第22号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

それでは、事務局に内容の説明を求めます。

事務局

【議案第22号、農地法第5条許可申請 整理番号3を朗読後、説明】

整理番号3の当該農地は、市街化調整区域にある農地であり、申請地の東側が道路を挟んで共同墓地に面しており、白地の第1種農地となります。

現在、墓地には専用駐車場がなく、墓参りの際には路上駐車もしくは周辺農地への無断駐車をせざるを得ない状況となっているため、隣接した農地を駐車場に転用したいという内容になっています。

砂利敷きの駐車場を予定しているということで、転用したとしても、周辺の農地への影響はないものと考えられます。

以上のことから、今回の転用申請を許可することはやむを得ないと考えます。

なお、伊達崎地区担当の亀岡推進委員より、転用はやむを得ないとする現地調査報告書が提出されております。

【議案第22号、農地法第5条許可申請 整理番号4を朗読後、説明】

整理番号4の当該農地は、市街化調整区域の集落にある農地で、白地の第1種農地となります。現在、耕作はされておられません。

現在、譲受人の自宅敷地へ車で入るためには、自宅西側の道路を利用していますが、左折の際に切り替えしが必要なうえ、側を流れる農業用水路が深く、蓋をかけられる状態ではないため、脱輪の危険があるということでした。そのため、農地を転用し自宅敷地を拡張することで、北側の町道から安全に出入りしたいという旨の申請内容となっています。

砂利敷きにする予定ということで、転用したとしても、周辺の農地への影響はないものと考えられます。

なお、北半田地区担当の丹治推進委員より、転用はやむを得ないとする現地調査報告書が提出されております。

【議案第22号、農地法第5条許可申請 整理番号5を朗読後、説明】

整理番号5の当該農地は、市街化調整区域にある農地で、白地の第2種農地となります。現在、耕作はされておられません。

譲受人は太陽光発電業者で、発電設備を設置するための用地として転用したいという内容申請となっています。

太陽光発電設備を設置するためには、1,000 m²以上の面積、日照条件、造成工事の必要がなく土砂災害などの恐れがないことなどの条件をクリアする必要があり、それに該当するのがこの農地であるということでした。

この農地は西側が工業団地、東側が断崖となっており、面としての広がりがなく、周辺の畑や田んぼも耕作されていない状況です。これらの状況から、転用したとしても、周辺の農地への影響はないものと考えます。

以上のことから、今回の転用申請を許可することはやむを得ないと考えます。

なお、成田地区担当の浅野推進委員より、現地調査報告書が提出されております。

【議案第22号、農地法第5条許可申請 整理番号6を朗読後、説明】

整理番号6について、譲受人は、当該農地の近接地で河川工事を行うこととなり、その工事作業敷地及び通路とするための一時転用申請となります。

当該農地は農振農用地で、4筆中3筆は耕作中でモモや野菜が栽培されております。残り1筆は耕作されておられません。

県発注の河川工事のため、鉄板を敷いて工事用資材や仮設トイレ等を置く作業敷地として一時的に使用したいとのことです。工事後は現状復旧して返却することですので、今回の転用による周辺農地への影響はないものと考えられます。

なお、農振農用地は、本来は農地転用ができませんが、一時転用の場合に限り認められております。

以上のことから、今回の一時転用申請を許可することはやむを得ないと考えます。

なお、万正寺地区担当の佐藤推進委員より、転用はやむを得ないとする現地調査報告書が提出されております。

会 長 ありがとうございました。

整理番号3につきまして、伊達崎地区担当の 亀岡範彦 推進委員、補足説明があればお願いします。

亀岡委員 ありません。

会 長 ありがとうございました。

整理番号4につきまして、北半田地区担当の 丹治静江 推進委員、補足説明があればお願いします。

丹治委員 ありません。

会 長 ありがとうございました。

整理番号5につきまして、成田地区担当の 浅野隆良 推進委員、補足説明があればお願いします。

浅野委員

ありません。

会 長

ありがとうございました。

整理番号6につきまして、万正寺地区担当の 佐藤正幸 推進委員、補足説明があればお願いします。

佐藤委員

ありません。

会 長

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

(質問発言なし)

会 長

質疑なしと認めます。以上で、質疑を終了いたします。それでは採決いたします。

議案第22号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会 長

全員賛成ですので、議案第22号は、原案のとおり決定いたしました。

つづきまして、総会日程第4、議案第23号「旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

それでは、事務局に内容の説明を求めます。

事務局

【議案第23号、旧経営基盤強化促進法 整理番号7（所有権）を朗読後、説明】
詳細につきましては、協議会での説明及び議案書のとおりです。

整理番号7については、所有権移転となります。譲受人が耕作する農地の隣接地の売買であり、農地の集約化を図られる内容となっております。

以上所有権移転については、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項

の各要件を満たしていると考えます。

会 長

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

(質問発言なし)

会 長

質疑なしと認めます。以上で、質疑を終了いたします。それでは採決いたします。

議案第23号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会 長

全員賛成ですので、議案第23号は、原案のとおり決定いたしました。

つづきまして、総会日程第4、議案第24号「桑折農業振興地域整備計画の変更に伴う意見について」を議題といたします。

それでは、事務局に内容の説明を求めます。

事務局

【議案第24号、農振除外 整理番号8を朗読後、説明】

整理番号8について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定に基づき、桑折町長より農用地区域の一部変更に対する意見決定を求められた案件です。

本件は、桑折町と福島市境の山中に設置される風力発電機（風車）で発電した電気を、平沢地区にある東北電力の鉄塔から送電線網へ連携するための発電所の設置を予定しているもので、昨年10月の総会で地質調査のための一時転用申請が出されました。その調査結果を受け、変電所建設を本格的に進めるにあたり、建設予定地をまず農振農用地から除外したいという内容になっています。

当該農地では、現在耕作はされておりません。

事務局による現地調査の結果、変電所設置場所としての条件を満たす場所がほかになく、周囲は山林と原野であり、変電所を設置したとしても周辺の営農条件

へ支障を及ぼすおそれもなく、転用許可基準（第2種農地）についても基準を満たすものと考えます。

以上のことから、農業委員会の意見として、「異議なし」としたいと考えております。

会 長

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

(質問発言なし)

会 長

質疑なしと認めます。以上で、質疑を終了いたします。それでは採決いたします。

議案第24号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会 長

全員賛成ですので、議案第24号は、原案のとおり決定いたしました。
以上を持ちまして、第8回総会に提出されました案件は全部終了いたしました。
令和6年第8回総会を閉会いたします。

閉 会 (午後3時38分)

上記会議の経過を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

令和6年8月19日

桑折町農業委員会会長

桑折町農業委員会議事録署名人

桑折町農業委員会議事録署名人